

税



個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は9月2日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書を送付しますので、納期限までに納付してください。納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付に当たっては、納付書をお間違えのないようにご注意ください。納付場所及び納税方法は納税通知書の裏面に記載しています。なお、領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口、またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

05886-453169

Web https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/

soshiki/zeimu/

福祉



長寿を祝う会のお知らせ

市では多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者の長寿を祝うため、80歳以上の方を対象に、長寿を祝う会を開催します。

開催日時・場所

七宝地区

日時 9月7日(土) 午後1時30分

場所 七宝老人福祉センター

甚目寺地区

日時 9月14日(土) 午後1時30分

場所 甚目寺公民館

美和地区

日時 9月21日(土) 午後1時30分

場所 美和文化会館

対象 令和元年12月31日までに満80歳以上になられる方で令和元年9月1日現在、市内に住所を有する方。

※対象者の方には、ハガキでご案内しますので、各地区開催日の1週間前までに届かない場合は、高齢福祉課(甚目寺庁舎)までお問い合わせください。

問合せ 高齢福祉課

0444-3141

金婚夫婦の申込受付のご案内

結婚50周年を迎えられた夫婦に対し、長寿を祝う会で記念品を贈呈し、お祝いします。

対象 昭和44年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む)。

ただし、以前に金婚の祝いを受けたからあま市に転入した夫婦を除く。

住所要件 9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間 8月9日(金)まで(土・日曜を除く)

受付場所

・高齢福祉課(甚目寺庁舎)

・七宝、美和市民サービスセンター

申請方法 各受付場所に所定の申請書を用意してあります。署名捺印をして提出してください。

持ち物

・印鑑(スタンプ印不可)

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合せ 高齢福祉課

0444-3141

手当の所得状況届の提出時期がきました

現在、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給している方は、社会福祉課(甚目寺庁舎)からお知らせを送付しますので、必要書類を添えて提出してください。この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができません。期限内に必ず手続きをしてください。

提出期間

・愛知県在宅重度障害者手当 8月1日(木)～8月30日(金)

・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当 8月9日(金)～9月11日(水)

※土・日曜・祝休日は手続きできません。

※必要書類は、7月下旬から8月上旬に発送するお知らせで、ご確認ください。

問合せ 社会福祉課

0444-3135

手当支給日の案内

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者

0444-3141

0444-3141

✦
手当の支給月です。
各手当の振込み予定日は、次のとおりですので、ご確認ください。

8月9日金

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過的福祉手当
- ・特別児童扶養手当

8月23日金

- ・愛知県在宅重度障害者手当

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

災害時に備えてストマ用装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所甚目寺庁舎でストマ用装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストマ用装具を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストマ用装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、印鑑（スタンプ印は不可）、ストマ用装具、各自で用意した保管箱（35cm×25cm×20cm以内の大きさ）を持参し、社会福祉課（甚目寺庁舎）の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口にみえるときは、代理の方の本人確認できるもの（運転免許証等）と該当の方の身体障害者手帳を提示してください。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成し、配布しています。



この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、鞆等に着けることができます。また、付属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけた場合は、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の配慮をお願いします。

配布場所 社会福祉課（甚目寺庁舎）、七宝・美和市民サービスセンター、

七宝・美和・甚目寺保健センター

配布対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

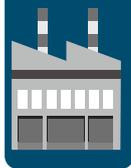
配布方法 対象者、またはその家族等の代理人からの口頭申請により、お1人につき1個配布します。

※障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

産業



企業再投資促進補助金について

市では市内で長年にわたり地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内企業の再投資を支援しています。

補助対象 市内で10年以上立地し、かつ県内に20年以上立地している企業が工場、または研究所の新増設等をする場合

対象分野 自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー関連等及び愛知県の産業集積の推進に関する

基本方針に定める西尾張地域の集積業種

交付要件

- ・中小企業 固定資産取得費用の合計額が1億円以上（土地除く）、25人以上の常用雇用者を維持すること。
- ・大企業 固定資産取得費用の合計が25億円以上（土地除く）、100人以上の常用雇用者を維持すること。

補助対象経費 固定資産取得費用（土地除く）のうち新増設にかかる工場建設費、機械装置費、工場改修費等。

※消費税及び地方消費税相当額除く

補助率及び限度額

- ・補助率 10%以内（県補助分5%）
- ・限度額 2億円以内（県補助分1億円以内）

問合せ 企業誘致対策課

☎444・1372

